ふれあいの樹林設置事業実施要綱

制 定 昭和63年10月25日 最近改正 令和6年3月26日 局長決裁

(目的)

- 第1条 ふれあいの樹林設置事業は、緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月条例 第47号)第7条の規定に基づき、保存すべき緑地をふれあいの樹林として指定し、設 置することにより、身近な緑地の保全・育成を図りつつ、市民のふれあいの場を提供 することを目的する。
- 2 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現すると ともに、脱炭素社会の実現につなげるものとする。

(指定基準等)

第2条 ふれあいの樹林は、市街化区域内の主として樹木によって形成されている、概ね1~クタール以上の土地で、市民のふれあいの場として適していると認められる一 定の区域とする。

(指定等)

- 第3条 市長は土地所有者の同意を得て、又は所有者の申し出を受けて当該所有者と土 地賃貸借契約を締結し、ふれあいの樹林として指定するものとする。
- 2 前項の土地賃貸借契約及び指定の期間は、原則として10年以上とする。
- 3 第1項の同意及び申し出をする場合の様式は第1号様式とする。
- 4 第1項の土地賃貸借契約を締結する場合の契約書の様式は第2号様式とする。

(賃借料の支払)

- 第4条 市長は、ふれあいの樹林の土地所有者に対し、毎年年度末までに賃借料を支払 うものとする。
- 2 賃借料の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 課税地 当該土地の賃借料支払い年度の固定資産税相当額、都市計画税相当額及 び契約開始年度の固定資産税課税標準額に100分の1.3を乗じた額を合算した金額とす る。
 - (2) 非課税地 当該土地の近傍類似地の契約開始年度の固定資産税課税標準額に100分の1.3を乗じた額とする。
- 3 前項に定める賃借料に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものと する。

(指定の告示等)

第5条 市長は、第3条の規定によりふれあいの樹林の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該区域内にふれあいの樹林である旨を表示した標識を設置するものとする。

(設置)

第6条 市長は、第3条の規定によりふれあいの樹林の指定をしたときは、市民の利用 に供するため、緑地を保全しつつ簡易な野外活動施設の整備を行い、ふれあいの樹林 を設置するものとする。 (協議)

- 第7条 ふれあいの樹林の土地所有者は、当該土地の所有権を移転、又はその他の権利 を設定しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 2 前項の協議は、第3号様式によってしなければならない。

(指定の解除等)

- 第8条 市長は、前条の協議の内容がふれあいの樹林の設置目的遂行に支障がないと認 める場合は同意するものとする。
- 2 市長は、前条の協議により、やむを得ないと認めるとき、又は公益上必要があると 認めるときは、ふれあいの樹林の指定及び賃貸借契約を解除し、又はその内容を変更 するものとする。
- 3 市長は、賃借料の歳出予算について減額又は削除があった場合は、賃貸借契約を解除することができるものとする。

(管理の委託)

- 第9条 市長は、ふれあいの樹林の管理について、適当と認める地域団体等と委託契約 を締結し、その管理を委託することができる。
- 2 ふれあいの樹林の管理を受託した団体(以下「管理団体」という。)は、善良な管理 者の注意をもって、その管理に当たるものとする。
- 3 第1項の委託契約を締結する場合の契約書の様式は、第4号様式とする。
- 4 市長は、管理団体に対し、毎年度予算の範囲内において、当該委託契約に基づき管理委託料を支払うものとする。

(ふれあい活動)

- 第10条 管理団体は、ふれあいの樹林を利用して自然をいつくしむ心を育てる活動、動植物の世界を探る活動、地域や世代間の多様な連帯と共生を図る活動等のふれあい活動(以下「ふれあい活動」という。)を行うことができる。
- 2 管理団体は、市長に対して毎年度ふれあい活動計画書及びふれあい活動報告書を提 出するものとする。
- 3 市長は、管理団体に対し、適当と認めるものについて毎年度予算の範囲内において、ふれあい活動費を交付するものとする。

附則

この要綱は、昭和63年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

同意書 ふれあいの樹林指定 申出書

年 月 日

横浜市長

住所氏名

話

次の土地をふれあいの樹林として指定すること を申し出ます。

電

所	在	地	地目	地積 (m²)	所有名義人	備考
区	町					
,	合	計	筆			

土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と横浜市(以下「乙」という。)とは、土地の賃貸借契約を次のとおり締結する。

(目的物件及び用途)

第1条 甲は、 その所有する本契約書記載の土地及び土地に存する樹木等(以下「この土地」という。)を乙が設置するふれあいの樹林の用に供するため乙に賃貸し、乙はこれを借り受けるものとする。

(契約期間)

第2条 契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで とする。

(賃借料及びその支払期日)

【課税地】

第3条 乙は、第1条の目的にこの土地を使用する対価として賃料を支払う。その額は、この土地の賃借料支払い年度の固定資産税相当額、都市計画税相当額及び契約開始年度の固定資産税課税標準額に100分の1.3を乗じた額を合算した金額とし、毎年度末までに支払うものとする。

【非課税地】

- 第3条 乙は、第1条の目的にこの土地を使用する対価として賃料を支払う。その額は、 円とし、毎年度末までに支払うものとする。
- 2 乙は、賃借料の歳出予算について減額又は削除があった場合は、この契約を解除 することができるものとする。

(使用上の制限)

- 第4条 乙はこの土地を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。
- 2 乙は、ふれあいの樹林の管理については、適当と認める地域団体等に委託することができる。

(この土地の禁止行為)

- 第5条 甲は、契約期間中は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) この土地に地上権、抵当権等所有権以外の権利を設定すること。但し、書面により乙の同意を得た場合はこの限りでない。
 - (2) この土地に新たに物件を設置すること。
 - (3) この土地の形質を変更すること。

(譲渡等の協議)

第6条 甲は、この契約期間中にこの土地の所有権を他に譲渡しようとする場合及び

前条第1号に規定する権利を設定しようとする場合は、あらかじめ乙に協議するものとする。

2 乙は甲が設定しようとする権利が、本契約の目的遂行に支障がないと認める場合、その設定に同意するものとする。

(公租公課)

第7条 この土地に係る固定資産税、都市計画税その他の公租公課は、甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第8条 この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第9条 この契約の条項に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のう え、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横 浜 市 横浜市長 印

注 第3条1項は、課税地と非課税地とで使い分けること。

指定土地の明細

土地の所在	地目	地積(㎡)	所有名義人

協議申出書

年 月 日

横浜市長

申出人

住 所

氏 名

電 話

年 月 日にふれあいの樹林の指定を受けた次の物件について したいので協議の申し出をします。

1 協議対象物件

所	在	地	地目	地積(㎡)	所有名義人

2 協議内容

ふれあいの樹林管理委託契約書

(以下「甲」という。)と、横浜市(以下「乙」という。)とは、 ふれあいの樹林の維持管理に関する業務の委託について次のとおり契約する。

(目的及び委託業務)

第 1 条 乙は、乙が横浜市 区 町 他 筆に設置した ふれあいの樹林 ヘクタールの管理に関する次の業務を甲 に委託し、甲はこれを受託する。

- (1) 清掃及び除草等清潔の保持に関すること。
- (2) 火災等の災害防止及び利用者の安全の確保に関すること。
- (3) 散策道、広場、ベンチ等の施設の点検及び応急措置に関すること。
- (4) 次に示すふれあい活動に関すること。
 - ァ 育林・自然保護活動
 - ィ 自然観察活動
 - ゥ 自然や緑とのふれあいのための活動

(契約区分及び契約保証金)

- 第2条 この委託契約は確定契約とする。
- 2 この委託契約は契約保証金を免除する。

(委託業務の施行場所)

第3条 この委託業務の施行場所は、別紙1に示す場所とする。

(委託期間)

第4条 この委託業務の契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。 (委託料)

第5条 乙は、甲に委託料

円(免税業者)を支払う。

- 2 前項の委託料については、乙は、別に定めるところにより、甲の請求に基づき、 前払いするものとする。
- 3 第1項の委託料については、出来高に応じた部分払いはしないものとする。
- 4 第1項の委託料の支払場所は横浜市指定金融機関とする。

(管理上の注意等)

第6条 甲は、第1条の規定により委託された当該ふれあいの樹林の管理については、善良なる管理者の注意をもって行うとともに、当該施設をふれあいの樹林の設置目的以外の目的に使用しないものとする。

(調査等)

第7条 乙は、この委託業務の処理状況について随時に調査し、または必要な報告を求め監督 することができるとともに、委託業務の処理に関し必要な指示を与えることができるものと する。

(業務完了報告書の提出及び完了検査)

第8条 甲は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を乙に

提出するものとする。

2 乙は、前項の業務完了報告書が提出されたときは、すみやかに契約の履行の全部 の完了を確認するための検査を行うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 甲は、この契約により委託を受けた業務を自ら行うものとし、他の者にその 処理を委託することができない。ただし、事前に書面をもって乙の承諾を得たもの についてはこの限りではない。

(帳 簿)

- 第10条 甲は、当該ふれあいの樹林の維持管理に必要な帳簿を備え置くものとする。 (一般的損害)
- 第11条 契約の履行について生じた損害は甲の負担とする。ただし、当該損害のうち 乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては、乙がこれを負担しなければ ならない。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

(契約の解除)

- 第13条 乙は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 甲がこの契約に違反したとき。
 - (2) この委託契約の処理が不適当と乙が認めたとき。
 - (3) 乙の都合により、委託する必要がなくなったとき。
- 2 甲は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。 (疑義等の決定)
- 第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲と乙とが協議 して定めるものとする。
- 2 前項の場合において協議が整わない場合は、乙の解釈による。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のう え、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 団体等名 代表者氏名

囙

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横 浜 市 横浜市長

印